

小山町告示第1014号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく小山町条例制定請求を令和7年11月20日に受理したので、同条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示（公表）する。

令和7年11月20日

小山町長 込山 正秀

1 請求代表者

小山町藤曲348番地の2	高畑 博行
小山町小山1031番地	臼井 芳廣
小山町大胡田1080番地	田代 一夫
小山町竹之下1205番地	田代 悟

2 請求の要旨

現在、小山町で進められている町営温水プールの建設事業は、15億円もの建設事業費に加え、毎年1億円を超える維持管理費や修繕費を要する大型プロジェクトです。事業に係る予算は議会承認されたものの、町民への十分な説明や情報公開、また意見聴取の機会がほとんどないまま、「建設ありき」の姿勢で進行していることに、多くの町民が不安と不信を抱いています。

小山町自治基本条例第4条には、「町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図る」と明記されています。本来であれば、町の将来に関わるような大きな事業ほど、町民の理解と納得を得ながら進めるべきです。

現在、小学校5校には使用可能なプールがあり水泳事業に支障はありません。今後、急激な児童数の減少や学校再編も見込まれる中、今まさに温水プールを建設する必要性があるのか、多くの疑問の声が上がっています。加えて、誰もが等しく使える施設かという観点でも税金投入についての公平性が問われており、高齢者や車を持たない方、水泳に関心がない方からは、利用できる人が限られるとの指摘もあります。

町議会会派が町民全戸に配布したチラシや個別に寄せられた意見からも、「建設費や維持費に対する税負担への不安」が町民の最大の関心事であることが明らかになっています。町の財政を30年以上圧迫する可能性がある本事業を、このまま十分な議論もなく進めることは、将来世代に対して大きな責任を残すこととなります。

町民の声を丁寧に聴き、合意形成を図ったうえで進めることが、健全な地方自治の基本です。そのためには、町民自らが賛否を示すことのできる「住民投票」という手続きを通じて、民主的な意思決定を行うことが不可欠であると私たちは考えます。

以上のことから、小山町営温水プール建設の賛否について、小山町民にその意向を問う住民投票条例の制定を求めます。